

## 消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の消防用設備保守点検業務に関して、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

1 当設備保守点検業務にあつては、消防法その他関係法令に基づき実施するものとする。

2 業務内容及び実施時期

別表 1 のとおりとする。

なお、実施日時については、甲、乙と事前に協議して決めるものとする。

3 技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術員を派遣すること。

4 臨時点検

別表 1 で定める実施月以外に異常があつた場合は臨時点検するものとする。

臨時点検の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

5 業務の報告

乙は、業務実施の都度、業務報告書を作成し甲及び関係機関へ提出し状況を報告しなければならない。

6 その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

設 備 名	外 観 ・ 機 能 点 検 実 施 月	総 合 点 検 実 施 月
消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常用放送設備 避難器具 誘導灯設備 連結送水管	6 月、1 2 月	1 2 月